

新潟県漁業近代化資金融通要綱

| | | |
|----|------------|----------|
| | 平成17年4月1日 | 経普第 147号 |
| 改正 | 平成23年5月2日 | 経普第 233号 |
| 改正 | 平成24年1月31日 | 経普第 815号 |
| 改正 | 平成25年8月5日 | 経普第 273号 |
| 改正 | 平成27年4月14日 | 経普第 41号 |
| 改正 | 平成28年5月17日 | 経普第 94号 |
| 改正 | 平成29年5月16日 | 経普第 86号 |
| 改正 | 平成30年6月8日 | 経普第 154号 |
| 改正 | 平成31年4月11日 | 経普第 41号 |
| 改正 | 令和2年6月15日 | 経普第 157号 |
| 改正 | 令和3年4月27日 | 経普第 87号 |
| 改正 | 令和5年8月14日 | 経普第 223号 |
| 改正 | 令和6年6月4日 | 経普第 147号 |
| 改正 | 令和7年4月21日 | 経普第 88号 |
| 改正 | 令和7年9月19日 | 経普第 371号 |
| 改正 | 令和8年5月7日 | 経普第 96号 |

第1 制度の趣旨

1 この制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とするものである。したがって、漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付けは、この制度の目的に照らし、当該貸付対象事業によって漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化が促進されるものにつき行う必要があるが、この場合、その貸付けに当たって留意すべき主要な事項を示すと、おおむね次のとおりである。

- (1) 漁船隻数の増加又は協業若しくは合併に伴う漁船の更新等によって、漁場利用の合理化を図りつつ経営規模拡大を図るものであること。
- (2) 漁船の動力化、大型化、省力化、安全性能の向上、船内労働環境の改善によって、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであること。
- (3) 水産資源の適正な利用を図りつつ生産性の高い漁業への転換を図るものであること。
- (4) 能率的な漁具又は能率的な漁法を行うのに必要な施設の導入を図るものであること。
- (5) 養殖業の経営規模の拡大、養殖方法の改善又は経営の合理化に必要な施設等の導入を図るものであること。
- (6) 水産加工業の経営規模の拡大、装備の近代化、加工方法の改善又は経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。
- (7) 漁協等が、その構成員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通及び加工施設の整備改善並びに漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保又は漁村における環境整備等のための施設の導入を図るものであること。

2 この制度は、その運用を通じて漁協等の育成に資することも期しているので、合併等によ

る漁協等の経営基盤の強化促進を図ることとあいまって、漁協等の組合系統機関の自主的な努力により、貯蓄の一層の増大に努めることはもとより貸出体制の整備強化及び経営の改善による資金コストの引下げが今後とも積極的に推進されるよう努めるものとする。

第2 近代化資金の内容

近代化資金の内容については、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第1条から第6条まで、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。）、漁業近代化資金融通要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2705号農林水産事務次官依命通知。以下「融通要綱」という。）及び漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 借受資格者

近代化資金を借り入れることができる者は、次に掲げる者（以下「漁業者等」という。）とする。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者は除く。

ア 漁業を営む個人

イ 漁業生産組合

ウ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの

エ 水産加工業を営む個人

オ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの

カ 漁業協同組合

キ 漁業協同組合連合会

ク 水産加工業協同組合

ケ 水産加工業協同組合連合会

コ アからケまでに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、令第1条で定めるもの（イ、ウ及びオからケに掲げる者を除く。）

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、法第2条第2項に定めるところ、次に掲げる者とする。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

(5) 農林中央金庫

3 近代化資金の種類、償還期限及び据置期間(法第2条第3項、令第2条及び施行規程第2条)

(1) 近代化資金の種類

近代化資金の種類は、令第2条の表及び施行規程第2条のとおりであるが、主な内容を例示すると次のとおりである。

第1号資金

漁 船……漁船（農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数130トン未満のものに限る。）

漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の

部分にかかるもの……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図摸写受信施設、造水装置、油圧装置等

第2号資金

漁船漁具保管修理施設……漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚 施設等

漁業用資材保管施設……給油タンク、資材えさ倉庫等

漁船用油水供給施設……給油船、給水施設等

養 殖 池……養殖池

蓄 養 池……蓄養池

水産種苗生産施設……採苗施設、飼育池等

養 殖 用 作 業 舎……養殖用作業舎

水産物処理施設……荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。）、水揚機械施設、海水浄化施

設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等

水産物保蔵施設……水産物倉庫、冷蔵施設等

水産物加工施設……水産物加工施設

製氷冷凍施設……製氷施設、冷凍施設

水産物等運搬施設……運搬船等

水産物販売施設……活魚等販売施設

漁業用通信施設……漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等

第3号資金

漁業改良造成用機具……ブルドーザー、パワーショベル等

漁船用油水供給用機具……給油車、給水車等

水産種苗生産用機具……ヒーター、培養器等

養 殖 用 え さ

調製供給用機具……給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器等

養殖用肥料薬剤
施用機具……浮タンク、散布機械等
養殖水産物収穫用機具……のりつみ機等
水産物等運搬用機具……運搬車、場内運搬機械等
生産・経営管理
情報処理用機具……電子計算機等

第4号資金

漁具……漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等
養殖いかだ……養殖いかだ（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）
その他農林水産大臣が
定める養殖施設……はえなわ式養殖施設（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設

第5号資金

ぶり、うなぎその他の
成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの（以下「指定水産動植物」という。）……あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに

農林水産大臣が指定するもの

ア 養殖に係るもの……指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成に必要な資金

イ 増殖に係るもの……あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金

第6号資金

有線放送施設その他の
漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるもの……漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設

設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設

第7号資金

漁場改良造成施設……開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等
漁協等が共同利用に供

する船舶 ……監視船、指導船等

水産物の処理加工に

伴って生ずる公害の

防止のために必要な

施設

海浜等環境活用施設……釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養
殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展
示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋
内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所

漁村給排水施設……給排水施設、浄化槽等

漁家住宅……漁家住宅

初度的経営資金……初度的経営資金

密漁監視施設……密漁監視施設

水産業労働力

確保施設資金……宿泊施設、休憩施設（食堂、浴室等）

(2) 漁船等施設の改造又は改良の取扱い

令第2条の表第1号の「改造」並びに同表第2号及び第6号の「改良」について、次の
ア又はイのいずれかに該当する場合には、ア又はイに要する費用を改造費又は改良費とし
て本制度の対象とすることができる。

この場合において、ア及びイのいずれにも該当するときは、ア又はイに要する費用のい
ずれか多い額を改造費又は改良費とする。

なお、災害や故障により、使用可能期間が短くなったものを元の使用可能期間に回復さ
せるもの又は固定資産の価格が減少したものを元の価格に回復させるものは、対象とはな
らない。また、漁船等施設の部分的な修繕や更新に要する費用であっても、ア又はイに該
当する場合には対象とすることができる。

ア 漁船等施設の使用可能期間を延長させるもの

イ 漁船等施設の固定資産の価格を増加させるもの

(3) 第2号資金、第6号資金及び第7号資金には建築物及び構築物が掲げられているが、こ れらの施設に係る事業費の範囲の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設（例えば、電気施設、用排水施
設、上下水道等）は、附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 敷地の取得費

施設に必要な最小限度において事業費に含めることができるが、土地代のみの資金
は、それが後年度に施設を設置する目的のものであっても、対象としない。

(4) 第4号資金の取扱いについて、定置網の取得については、その全体を新たに取得する場合のほか、定置網を構成する網（垣網、囲い網、昇り網、箱網等）を個別に取得する場合についても、近代化資金の対象とすることができる。

(5) 第5号資金に係る事業費の範囲の取扱い等については、次のとおりとする。

ア 種苗費の範囲

種苗費の範囲は、種苗の購入費のほか、種苗の輸送に要する経費とする。

イ 育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中のえさ代、薬品代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

ウ 貸付方法等

種苗費及び育成費の貸付けは、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにさせた上、おおむね半年ごとの必要額を単位として貸し付ける方法をとることができる。

また、貸付時期は、貸付額の一部又は全部が実際に必要である時点とし、この資金が他の用途に使用されることのないよう、事業費の請求書又は領収書の確保等の方法により処理する。

(6) 第7号資金の漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、当該漁業後継者の直系尊属を借受資格者とすることもできる。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限る。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあつては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できる。

(7) 第7号資金の初度的経営資金に係る事業費の範囲は、漁業転換等に伴って必要となる初期投資費用であつて、償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

ア 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費

イ 小漁具の購入費

ウ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費

エ 水産加工用施設及び水産加工用機具の修繕費

オ 漁業経営及び水産加工業経営の近代化に必要な技術習得費

4 近代化資金の貸付利率等

(1) 近代化資金の貸付利率は、法第2条第3項第4号及び施行規程第7条により定められている利率以内で、別に定めるものとする。

(2) 融資機関は、(1)の貸付利率より低利で漁業者等に近代化資金を貸し付けることができるものとする。

ただし、近代化資金を貸し付けた融資機関に対する利子補給の率及び基準金利はガイドライン第4の2によるものとし、(1)の貸付利率と漁業者等への貸付利率との差分を、融資機関が負担する場合に限る。

5 近代化資金の償還期限、据置期間等

(1) 近代化資金の償還期限及び据置期間の上限については、資金の種類に応じ、令第2条の表

及び施行規程第2条第8項の表において定められており、具体的には、以下のとおりとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第113条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第5条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、令第2条の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

| 資金の種類 | 償還期限 | 据置期間（注1） |
|--|--------------------------------|--------------------------|
| 第1号資金 | | |
| ① 漁船 | 20年（注2） | 3年（注2） |
| ② 漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分のみに係るもの | 10年 | 3年 |
| 第2号資金 | 15年（漁協等（注3）に貸し付けられるものにあつては20年） | 3年 |
| 第3号資金 | 7年（漁協等に貸し付けられるものにあつては10年） | 2年 |
| 第4号資金 | 5年（大型定置網（注4）にあつては10年） | 2年 |
| 第5号資金 | | |
| ① ぶり、ほたてがい及び真珠貝（施業の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の養殖又は増殖に係るもの | 5年 | 3年 |
| ② ①以外のもの | 5年 | 2年 |
| 第6号資金 | 20年 | 3年 |
| 第7号資金 | | |
| ① 漁村給排水施設資金、の漁家住宅資金及び水産業労働力確保資金 | 15年 | 3年 |
| ② 初度的経営資金 | 5年 | 2年 |
| ③ ①及び②に掲げる資金以外の資金 | 12年（漁協等に貸し付けられるものにあつては15年） | 2年（漁協等に貸し付けられるものにあつては3年） |

注1) 据置期間は、償還期限に含まれる。

注2) 木船にあつては、その耐久性を踏まえ、償還期限9年、据置期間2年とする。

注3) 「漁協等」とは、法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する者を除く。）をいう。以下この表において同じ。

注4) 「大型定置網」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業に係る定置網をいう。

注5) 貸付利率が同率の二以上の種類の資金（第6号資金を除く。）を同時に貸し付ける場合における償還期限は、令第2条においてその貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とされているが、償還方法を元本均等償還とするときは、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

(2) 償還方法は、原則として元本均等償還とする。

(3) 近代化資金の償還期日については、貸付事務の簡素化のため、漁獲物等生産物の販売代金の収入時期等借受者便宜も考慮した上、別に定めることとする。

(4) 自然災害等により漁業経営に支障を来し、近代化資金の返済が困難となった漁業者等について、当該資金の償還期限（据置期間を含む。）を延長することにより、その漁業経営の維持、安定が図られ、当該資金の円滑な償還にも資すると認められるときは、令第2条の表及び施行規程第2条第8項の表に定められた範囲内で当該期限を延長する。

6 近代化資金の貸付限度額

近代化資金の貸付限度額（1漁業者当たりの貸付金の残高の合計額をいう。以下同じ。）については、法第2条第3項第1号、令第3条から第6条まで及び施行規程第3条から第6条までのとおりであるが、具体的には次のとおりである。

(1) 漁業者の貸付限度額

| | | |
|---------------------------|---|--------|
| ア 20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者 | … | 3億6千万円 |
| イ 養殖業を営む法人又は団体 | … | 3億6千万円 |
| ウ 2以上の複合経営を行う者 | … | 3億6千万円 |
| エ 次に掲げる者（アからウまでに掲げる者を除く。） | … | 9千万円 |

(ア) 漁船を使用して漁業（養殖業を除く。）を営む個人（漁船の建造等に係る資金又は漁船漁業用施設の造成等に係る資金の借受者に限る。）

(イ) 養殖業を営む個人（漁船の建造等に係る資金、養殖用施設の造成等に係る資金又は種苗の購入等に係る資金の借受者に限る。）

(ウ) 漁業生産組合

(エ) 漁業を営む法人

(オ) 水産加工業を営む個人

(カ) 水産加工業を営む法人

(キ) 令第1条に掲げる者

| | | |
|----------------------------|---|--------|
| オ 漁業を営む個人（アからエまでに掲げる者を除く。） | … | 1千8百万円 |
|----------------------------|---|--------|

(2) 漁協等の貸付限度額 … 12億円

(3) 上記の額にかかわらず、以下の理由がある場合において、県の区域を越える区域を地区

とする漁協等については農林水産大臣、それ以外の者については知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

ア 当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。

イ 当該資金が、当該漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

(4) 上記により農林水産大臣又は知事から貸付限度額の超過の承認を得て近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が、その後新たに近代化資金を借り入れる場合の貸付限度額は、承認前に戻り、(1)又は(2)に定める額となるが、再度農林水産大臣又は知事から貸付限度額の超過の承認を得たときは、その承認した額となる。

(5) 貸付限度額は貸付金の残高の合計額であるため、既貸付金について既に償還が行われている場合は、貸付限度額から貸付実行時の既貸付金の残高を控除した額が新規に貸し付けることができる限度額となる。

7 近代化資金の融資率

近代化資金の融資率については、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると知事が認める場合には、100分の100以内の融資率とする。

第3 近代化資金の借入手続

近代化資金の借入手続については、別に定める。

第4 利子補給の承認等

1 利子補給契約の締結

近代化資金の貸付けを行おうとする融資機関は、別に定める「新潟県漁業近代化資金利子補給金交付要綱」第3の規定に基づき、あらかじめ県と利子補給契約を締結するものとする。

2 利子補給率

近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、別に定めるものとする。

第5 その他

1 株式会社日本政策金融公庫資金との関係

近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との融資分野は、次によるものとする。

- (1) 近代化資金は組合系統資金によって融資することが適当な分野を担当するものとする。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫資金は、漁業基盤整備資金、漁業経営改善支援資金のような生産基盤の整備、経営改善等政策的必要度の高い分野を担当するものとし、組合系統に属さないものその他の系統の融資により難しいものに対して融資を行うものとする。

なお、同一融資対象につき近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとする。

2 補助金との関係

国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業に係る補助残事業費部分については、組合系統の資金事情等を勘案して近代化資金を融通することは差し支えない。また、近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限にかかわらず、当該補助金をその交付後遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱の制定前に「漁業近代化資金の制定について」（昭和44年8月30日付け44水漁第6359号農林事務次官依命通知）の規定により貸し付けられ、県が利子補給している近代化資金については、この要綱の規定により貸し付けられたものと見なす。

附 則

この要綱は平成23年3月11日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年1月31日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年8月5日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、改正前の新潟県漁業近代化資金融通要綱に基づき既に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年5月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年8月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年6月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年9月19日から施行し、令和7年9月19日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に、既に貸付実行された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。